

〔研究ノート〕

スイス憲法における言語の自由

仲 哲 生

- 1 はじめに
- 2 スイス連邦憲法における言語条項
- 3 スイス連邦憲法における言語の自由の意義
- 4 課題

1 はじめに

スイス連邦共和国には、多元的な文化、宗教、言語などが、大きくその姿に投影している。複数の民族、複数の言語、複数の宗教が国内に存在する国は他にもあるが、スイスは、特に、それぞれの少数派（マイノリティ）の保護に力を注いでいる。言語でいえば、2000年の国勢調査の結果では、3万5000人、全人口の0.5%ほどが使用するレートルマンシュ語も公用語として保護されている。言語の領域でいうと、公用語とは何かの詳細に規定されている。そのような例としては、カナダ1982年憲法第16～23条が詳細な公用語および少数派言語について規定している。

日本国憲法には、言語の自由、言語使用権など言語の関する条項が存在していない。公用語や国語に関する規定もない。日本語が国語であり、公用語であるという暗黙の前提の下にある。その意味では、言語条項を有するスイス憲法は特別の意味がある。国語や公用語を決定することは、強力な権力的行為であり、多元的な文化の国であるスイスが、この問題をどのように解決しているのかを見ておこう。

なお、人は言語によって、その思想、感情、欲望などを表明する。言語という概念については、「それは人間間の相互作用に寄与する、言葉、記号、シンボルの体系的かつ包括的な秩序である」(Müller Jörg Paul/Schefer Markus, Grundrechte in der Schweiz, 2011, S.293)。したがって、いわゆる自然的（歴史的に生まれた）言語とともに、聴覚障害者の手話、視覚障害者の点字のような記号システムもそれに含まれる。本稿で問題にするのは、歴史的に形成されてきた言語である。

本稿は、言語について多様な規定を置く（特殊な連邦制に起因するものが多い）スイス憲法における言語の自由、言語の使用について、どのような規定が置かれているのか、どのような原理・原則の下にあるのかを概観・紹介することにある。

2 スイス連邦憲法における言語条項

1848年に、スイス連邦憲法は成立し、1874年に全面改正され、1世紀以上もの長期にわたって効力を有していた。スイス独自の半直接民主制によって、数多くの部分改正が行われ、多くの憲法条項が追加、修正、削除された。その結果として、憲法は、パッチワークのようにつぎはぎだらけの体系性のないものになり、理解しにくいものとなっていた。最終的には、1999年4月に、改訂された（全面改正された）憲法草案が国民投票に付され、国民と州の過半数の同意を得て可決された（発効：2000年1月1日）。この憲法が、現行のスイス連邦共和国憲法である（Botschaft des Bundesrates über eine neue Bundesverfassung vom 20. November 1996, S.11ff.）。

現行憲法が施行されるまでには、1965年に、連邦裁判所が、表現の自由や報道の自由の行使の前提として、不文の基本権として言語の自由を承認していた（連邦裁判所判例集91巻I号480頁）。

まず、連邦憲法4条が、スイスの国語をドイツ語、フランス語、イタリア語、レートロマンシュ語と規定する。また、18条が言語の自由を、70条が、言語および言語政策について、特に公用語について規定する。その他、8条2項は言語による差別の禁止を、31条2項は自由の剥奪の際の本人が理解できる言語による権利の告知の権利を、69条2項は、連邦政府による言語的多様性への配慮、175条4項は連邦参事会（連邦政府）における言語的地域の適切な代表を規定する。

① 国語（第4条）

連邦憲法4条の国語についての規定は、連邦国家の創設にまでさかのぼる。国語についての規定（1848年憲法の109条、1874年憲法の116条）は、1938年のレートロマンシュ語の承認および1996年のNationalsprachenからLandessprachenへの改称という二度の修正を受け、新連邦憲法に移行された。

連邦憲法4条は、スイス国民のアイデンティティを認める本質的なメルクマールと考えられている4つの言語を定める。ドイツ語、フランス語、イタリア語の三つの言語は、フランス革命後に初めてその基盤を獲得する。1848年憲法では、原則として等置される三つの言語を連邦の国語として宣言する（109条）ことで十分であった。言語について最初に生じた変化は、1938年、グラウビュンデン州によるイニシアティヴにおけるレートロマンシュ語の4番目の「国語」への「引き上げ」（1874年憲法116条）が圧倒的な賛成（91.4%の賛成、すべての州の賛成）を受け、それは、レートロマンシュ語とその文化の「祝祭的な受け入れ」（Biaggini Giovanni, Bundesverfassung der Schweizerischen Eidgenossenschaft, 2011, S.73）であった。

国語としての4つの言語の現実は大きく異なっている（以下、2000年の国勢調査の結果）。ドイツ語を母語とするのは464万人（63.7%）、フランス語のそれは148万5000人（20.4%）、イタリア語のそれは47万1000人

(6.5%)、レートロマンシュ語のそれは35100人(0.5%)、その他の言語のそれは65万人(9.0%)であった。レートロマンシュ語は、1941年には約1.1%だった。

レートロマンシュ語の特殊性として、一つは、多くの非常に異なる特殊な言語から構成され、母語としている人が少ないにもかかわらず、5つの地域的な文章語が存在するので、単に量的に少ないということだけではない特殊性がある。ドイツ語、フランス語、イタリア語は、それぞれ隣接する外国において、言語的・文化的な関連性を有しているのに対して、レートロマンシュ語は、近隣諸国における言語地域との関連性を欠いている。さらに、言語の境界線は州(カントン)の境界線と一致しているわけではない。二つの言語の州(ベルン、フリブール、ヴォー)や三つの言語の州(グラウビュンデン)が存在し、ティチーノ州とユラ州は、ドイツ語を話す自治体があるにもかかわらず、一言語の州(ティチーノ州はイタリア語、ユラ州はフランス語)であり、また、複数言語の自治体も存在する。

連邦憲法4条の規範的効力は、あまり明確ではないといわれる。この規定は、宣言的意義のみを有するに過ぎない。連邦や州に、一般的な方法での4つの言語の尊重と維持を要請している。つまり、連邦憲法70条が言語政策の基礎として、直接的に連邦や州に働きかけるのに対して、4条は、主として、一般的な目標の性格を有する。

4つの言語の平等な扱いについては、必ずしも一貫しているわけではない。食料品等の商品の表示について、4つの言語すべてによって表示されていない。

その他の点では、連邦憲法4条の法的効力は、消極的に特徴が与えられる。裁判所に提訴可能な法的請求権(個人にも、言語集団にも)の根拠になるわけでもなく、連邦の権限の根拠になることもない。また、公的機関と私人間の交渉において、他の言語の使用を妨げるものではない。高等教育機関における教育言語(Unterrichtssprachen)として、初等教育における最初の外国語としての国語ではない外国語の採用もまた、連邦憲法4

条と対立してはいない。通常は、ドイツ語ないしは英語で発行される学位証明は、要求があれば他の言語の使用を妨げない。最近では、英語への傾斜が議論されている。企業名、商品名などには、英語の使用が認められ、4条に規定されている国語に起源を求めることは困難であるが、性急に、連邦憲法4条違反というべきではない。

② 言語の自由（第18条）

18条は、「言語の自由は、これを保障する」と、言語の自由の保障に言及している。前述したように、1965年に連邦裁判所によって、不文の基本権として承認された言語の自由を、連邦憲法の全面改正の枠内で条文化したものである。

言語は、すぐれて個人のコミュニケーションと表現の手段であり、個人のアイデンティティというメルクマールに属している。言語がなければ、開かれた会話も、自由な意見形成や意思形成も、民主主義も存在しない。言語は人格の本質を形成し、言語の自由は、表現の自由、報道の自由、政治的権利のような、他の自由権の行使にとっての必要な条件である。確かに、言語の自由は、文化的な基本権ではあるが、それだけではなく、他の基本権と相互に関連しあっている。

連邦裁判所は、言語の自由を「母語の使用のための権能」と表現した（連邦裁判所判例集91巻I号480頁）。また、連邦裁判所は判断してはいないが、話される言語と書かれる言語、共通語と方言、多数言語と少数言語、 에스ペラントや手話のような「人工的」言語は、連邦憲法18条によって保護される。言語の自由が、「正書法」の自由を含むかどうかについて、スイスにとっては未解決のままである。

人的な保護領域は、国籍にかかわらず、すべての自然人であり、原則として法人もまたその対象である。

当然ではあるが、言語の自由は無制限に保障されるわけではないが、その際も、連邦憲法36条の要請を満たさなければならない。すなわち、1項

の法律の根拠の必要性、2項の公益または第三者の基本権保護という正当化理由の存在、3項の比例原則への適合性、4項の本質的内容の不可侵性である。

国家による干渉の動機は多様である。言語政策は、統合政策ないしは協調政策、移民政策ないしは帰化政策などとも関連する。しかし、常に、国家目標や公共の利益が、問題となるのではない。特定の公用語や教育言語の決定が、公共の課題のコストに適合した実行の要求に寄与することがある。特定の言語の使用が要求されるということは、食品や薬品の表示、技術的安全性ないしは危険防止などにも、ある種の役割を演じる。場合によっては、言語政策の動機の背後に隠れているのは、経済的保護主義であるかもしれない。

③ 第70条（言語）

70条1項は、連邦の公用語を、ドイツ語、フランス語、イタリア語と定め、さらに、レートロマンシュ語を話す人との交流に際してはレートロマンシュ語も連邦の公用語であることを規定する。2項は、州の公用語については州が決定し、伝統的な言語構成と言語的少数派に配慮することを定める。3項は、連邦および州は、言語共同体間の交流の促進を規定する。4項は、連邦による多言語州の支援を規定する。連邦によるイタリア語およびレートロマンシュ語の維持と奨励のためのグラウビュンデン州とティチーノ州の措置の支持を定める。

現行憲法の70条は、1992年のEWR（Europäischer Wirtschaftsraum：ヨーロッパ経済圏）協定調印後の、いわゆる「協調政策」（Verständigungspolitik）にともない、1996年に改正された1874年憲法の言語条項（116条）を受け継いだものである。旧憲法の言語条項は、現行の70条とは異なり、言語の自由の明文の保障の直接的な対象ではなかった。1996年の改正によって、レートロマンシュ語は、公用語への引き上げが行なわれ、連邦の3.5の公用語になった。レートロマンシュ語は、以前、

1938年2月20日の国民投票において、第4の国語として、「祝祭的な承認」（*feierliche Anerkennung*）が与えられていた。

スイスは、イタリア語とレートロマンシュ語を、1992年11月5日の地域言語および少数言語についてのヨーロッパ憲章（*Europäische Charta*）のいくつかの保護規定が適用されるが、あまり普及していない公用語と表現してきた。

公用語は、公的機関が、市民ないしは他の公的機関と交渉し、文書を作成する際の言語である（*Biaggini, a.a.O., S.410*）。広く支持されている見解によると、公用語の使用は、市民にとって権利であり、同時に義務である。

連邦の公用語は、前述したように、憲法によって規定されている。ドイツ語、フランス語、イタリア語は、連邦創設以来の連邦の公用語であり、レートロマンシュ語は、たとえ、それを話す人々との交流の場合だけであるとしても（部分的公用語という意味で）、1996年以降は連邦の公用語である。連邦憲法70条1項は、連邦機関が、他の言語を用いることを排除してはいない。

三つの伝統的な公用語は、原則として等置される。法規範の場合には、三つの言語の文言が、同じように拘束力を有する。実際には、イタリア語は、下院の討議の同時通訳の際に異なる扱いが認められた。

グラウビュンデン州では、複数のレートロマンシュ語の方言と5つの地域的な書き言葉が存在してきた。連邦は、どのように、レートロマンシュ語の言語共同体の構成員と向き合うべきなのかが問われてきた。すでに、連邦参事会は、1986年に、グラウビュンデン州と共同で、原則として、法律の条文などの印刷物のために、新しい、統一的な書き言葉である *Romantsch Grishun* が使用されることを決定した。レートロマンシュ語による法令集には、ドイツ語訳が添付されている。

連邦行政における労働言語（*Arbeitssprachen*）は、公用語とは区別されなければならない。連邦憲法70条1項は、連邦機関職員が、市民との交

渉において用いられない公用語ではない国語で、内部文書を作成することを禁止してはいない。また、連邦は、連邦職員に、自己の選択する公用語で労働することを承認する。

州の公用語については、70条2項および関連する基本権保障（8条、18条、31条）の範囲内で、州自身が決定することができる。しかし、州は、公用語を正式の法制定によって決定することを強制されているわけではない。いくつかの州憲法（ほとんどが複数言語の州）のみが、公用語を確定している。22の一言語の州（ドイツ語17、フランス語4、イタリア語1）とならんで、三つの二言語の州、ベルン州（84.0%のドイツ語、7.6%のフランス語）、フリブール州（63.2%のフランス語、29.2%のドイツ語）、ヴォー州（62.8%のフランス語、28.4%のドイツ語）と、三つの言語の州であるグラウビュンデン州（68.3%のドイツ語、14.5%のレートロマンシュ語、10.2%のイタリア語）が存在する。ティチーノ州とユラ州は、古くからの言語的少数派が存在するにもかかわらず、一言語とみなされている。

70条2項は、言語地域主義ではなく、二つの要請を規定する。一つは、領域の伝統的な言語編成を遵守しなければならない。そこから、州は、古くからある主要な言語を公用語として定めなければならない、意識的かつ積極的に、言語境界線の移動政策を推進することの禁止という要請が導き出される。二つ目は、古くからの言語少数派が配慮されなければならないということである。憲法が、「少数派（者）」（Minnderheiten）という概念を使用する唯一の場所である。ここでの「配慮」は、抑圧ないしは排除を認めないこと、さらに積極的な保護措置を要請するときもある。たとえば、教育言語や訴訟言語（Verfahrenssprachen）、ローカルな公用語の確定などである。連邦憲法70条において、地域の言語編成の維持が絶対的に遵守されるのでも、擁護されるのでもない。

70条3項は、言語共同体間の交流の促進について規定する。その手段について、3項は一般的にしか述べていないが、最終的には、内的な結合（連邦憲法2条）や文化の多様性の維持（連邦憲法2条および69条）への貢献

である。具体的には、言語地域間の「財政調整」、人事政策やメディア政策における配慮である。

全面改正の枠内で、学校における最初の外国語として、国語を定めなければならないということを州に義務づけるという提案は拒否された。その後、多くの州が、早期英語の導入を支持し、下院も、憲法上の根拠は明確にされなかったが、最初の外国語として支持した。

70条4項および5項において、連邦の多言語州の支援、奨励に根拠を与える。このことは義務として具体化されているが、言及されている州による支援の権限措置が予定されている。つまり、連邦が独自に新たな措置を開始することは認められていない。

その他、多言語の州（バルン、フリブール、ヴォー、グラウビュンデン）では、学校だけではなく、公的機関における多言語の労働が考慮されなければならない。

また、グラウビュンデン州とティチーノ州では、レートロマンシュ語とイタリア語が危険にさらされているとみなされている。これまでに、連邦は、それぞれに約500万フランの給付を提供していた。今日では、1995年10月6日のレートロマンシュ語とイタリア語という言語の維持と振興のための財政支援に関する法律に基づいて、グラウビュンデン州に45億5900万フラン、ティチーノ州に2億2800万フランが給付されている。この給付は、大きな影響を与えているものではないが、国政上、非常に重要と考えられている。

④ 第8条第2項（差別の禁止）

連邦憲法8条2項において、言語が差別禁止事由に挙げられている。差別を禁止されているメルクマールは限定的なものではない。連邦裁判所が、他のいかなる基準が、同じような禁止事由にあたるかどうかを判断しなければならない。2項に列挙されている事由のうち6（言語を含む）は、すでに95年草案に現れていた（7条）。最終的には、「生活様式」、「年齢」、「精

神障害」にまで拡充された。2項における自由の順序は、ある種の象徴的な意義を有するが、法的な意義を有するとは考えられない。差別禁止事由として、言語を挙げていることの意義は、言語の自由（18条）が保障されていることから、独自の意義を有するものではない。

⑤ 第31条2項（適正手続による自由剥奪）

31条2項は、自由を剥奪された者は、「本人が理解可能な言語による」拘束理由および権利についての告知される権利を規定する。31条2項は、あらゆる種類の自由の剥奪に適用され、一般的な聴聞請求権（連邦憲法29条2項）の具体化に寄与する。

まず、自由剥奪の際の、理由の告知について説明する。すなわち、逮捕に際しては、有責の犯罪行為と逮捕に関連する事実が、被拘束者に理解可能な言語によって告知されなければならない。

被拘束者の権利についての告知は、連邦裁判所によると、「当該人物が、連邦憲法、国際条約、連邦および州の法律にしたがって主張することができる」（連邦裁判所130巻I号126頁）。特に、連邦憲法31条3項および4項、ヨーロッパ人権条約5条および6条を援用して主張することができる。供述拒否権についての告知義務は、連邦憲法31条2項から生じる。「理解可能な言語」についての部分は、公用語についての連邦憲法の規定の相対化を意味する。また、「直ちに」告知されることが求められる。この指示は、時間的に、権利の効果的な保障を可能にすることが求められている。アメリカ合衆国における、逮捕の瞬間に告知されるという、いわゆるミランダールールは要求されてはいないとされる。また、この権利の主張の機会の保障と最も近い親族への通知の権利が規定されている。

⑥ 第69条（文化）

3項において、連邦の文化政策における言語的多様性の考慮を定めているが、連邦に特別な権限を与えているものではない。

⑦ 175条（連邦参事会の構成）

その4項において、連邦参事会閣僚の言語的地域の適正な代表についての規定が置かれている。4項は、言語地域の適正な代表の選任について、義務を負うのは、選出母体としての連邦議会であり、個々の議員（個人の意思決定は法的には自由であるが）ではないという要請を規定している。この規定は、裁判所の判決によって実現可能なものではなく、イギリス憲法にいう慣習規定に類似する。この規定の法律による具体化は、今日においても行なわれていない。

4項において、「言語地域」(Sprachregionen)という概念が用いられているが、この概念は新しいものである。70条にある「言語共同体」(Sprachgemeinschaften)との概念上の類似性は大きな意義を有するものではない(Biaggini, a.a.O.,S.781)。

4項にいう「適正に代表する」とは、正確な計算上の比率でもなく、いずれかに代表請求権を与えるものでもない。「代表する」は、法的な意味での代理でも、憲法論上の意味での代表でもない、もちろん、政府の構成員（連邦参事会閣僚）は、その言語地域の利益ではなく、全体の利益を主張する義務を負う。

選出については、連邦参事会（7名の閣僚から構成）は、4～5名のドイツ語圏の閣僚と2～3名のロマンス語系言語圏の閣僚から構成されるというのが伝統であった。4項にある別の配慮要素である、「地理的に適切に代表される」ことは、21世紀になり、新しく柔軟な対応が見てとれる。2006年に退任した、連邦参事会閣僚ダイス(Deiss)は、必要に応じて、ロマンス語圏の代表にも、ドイツ語圏の代表にも参入された。2003年には、チューリヒ州から二人の閣僚が選出され、「大きな州(チューリヒ)」から複数の閣僚を選出すべきではないという原則が崩された。今日では、地理的、言語的な要素よりも、性の属性が前面にでてきたといわれる。

3 スイス連邦憲法における言語の自由の意義

① 基本権としての承認

言語による表現の可能性は、個人の人格の発展・形成にとって重要なものである。同時に、言語の自由は他の基本権行使のための前提条件であり、特に表現の自由の前提である。したがって、連邦裁判所は、前述したように、1965年以降、1874年憲法の不文の基本権として承認した（現行憲法の18条）。言語の自由の具体化に際して、従来の旧連邦憲法116条を厳密に準拠し、詳細な言語規定を含み、言語地域主義を根拠づける、連邦憲法の遵守が必要となる。さらに、連邦憲法8条2項は、言語を理由として差別されない保障を含んでいる。

言語の自由は、ドイツ語、フランス語、イタリア語、レトロマンシュ語を国語とする連邦憲法4条の保護の下にもある。「ある国語を話す集団が、少数者である集団を抑圧ないしは存続を危うくする」（連邦憲法裁判所判例集122巻1号236頁）ことは禁止される。

国際法の領域では、言語の自由自体は、特別な根拠が置かれているわけではない。市民的権利及び政治的権利に関する国際規約（B規約）27条が、言語的少数者に、「自己の言語を使用する権利」を否定されないと定める。民族的少数者の保護のための枠組み協定（Rahmenübereinkommen zum Schutz nationaler Minderheiten）8条が言語の自由を、地域言語と少数言語のヨーロッパ憲章（Europäische Charta der Regional-Minderheitensprachen）が、地域言語や少数言語の保護の義務を加盟国に課している。言語を理由としての差別を禁じるものとして、国際人権規約B規約2条1項および26条、ヨーロッパ人権条約14条が存在する。

スイスの多言語性の維持、特に言語的少数者の保護の強化および言語集団間の協調の前進は、1996年の言語条項の改正の際の主要な動機付けであり、現行連邦憲法4条および70条に広く継受されている。

② 保障の対象と権利主体

基本権として保護される言語とは何か。人は、言語によって、その思想、感情、要求を表現する。人間間の交流に寄与する言葉、記号などの秩序である。連邦裁判所は、言語の自由を「母語（Muttersprach）の使用についての権利」（連邦裁判所判例集91巻I号480頁）と定義する。さらに、母語という概念は、ある人物が親しみ、日常的に使用する第二言語も、第三言語も、母語の概念に含まれると考えられる（Häfelin Ulrich/Haller Walter/Keller Helen, Schweizerisches Bundesstaatsrecht, 8.Aufl. 2012, S.165）。また、最近の判決において、連邦裁判所は、言語の自由は、誰かが使用しようとしている、あらゆる言語を保護することから始まるとする（連邦裁判所判例集122巻I号236頁）。いわゆる自然的（歴史的）言語とならんで、手話ないしは点字のような記号システムも含まれる。いわゆる Rumantsch Grishunは、レートロマンシュ語に生き残る機会を与えるために、創出された人工的な書き言葉も、言語の自由の保障の下に置かれている。

言語の使用が保障されるのは、どのような場合か。言語の自由が保障しているのは、他者とのコミュニケーションの手段としての言語の使用を保障する。

自己の言語の使用を超えて、言語の自由が、外国語を学ぶことについても、個人を保護するのかという問題がある。この問題は、外国人のための語学コースや融和コースへの義務的な通学と関連することになる。

人的には、国籍とは関係なく、すべての者に適用される。有力な見解によると、言語の自由は、法人にも認められる（Häfelin/Haller/Keller, S.166）。

③ 言語の自由の制限

通常、言語は、その使用、存続が保障される空間を必要とする。連邦憲法4条における国語の承認は、国の伝統的な言語構成と4つの言語地域の

拡大と同質性の維持を保障する言語地域主義を問題とし、その限りで言語の自由を制限する。この言語地域主義を、連邦裁判所は、連邦憲法70条2項に根拠づけている。さらに、公用語と教育言語の確定を通じて、言語地域の同質性の維持と拡充の措置をとることを州に認めている。さらに、連邦と州は、連邦憲法70条3項によって、言語共同体間の理解と交流を促進する義務を負っている。このことは、少数言語の存在が危険にさらされるような融合から保護されることを意味する。たとえば、グラウビュンデン州の言語法は、伝統的な言語共同体の所属員が、40%の比率を有する自治体では、その言語が地域的な公用語であることを確認する (Müller/Schefer, a.a.O.,S.297)。

言語の自由という基本権は、スイスの多言語性から生じる複雑な問題の結節点でもある。ある地域における多数言語の保護のための原理としての内容については、言語地域主義は時代に照応していないように見える。今日の多言語社会では、言語の平和の保護のための言語地域主義は、その展開に適切に対応していないように見える。連邦憲法70条2～5項は、もはや言語地域主義に重点を置くのではなく、言語共同体間の交流の維持、促進という国家課題が前面に出てくる。言語における少数派は、ある種の範囲内で保護されなければならない。伝統的な少数者の保護と言語共同体間の促進のための国家の義務と権限を、連邦憲法70条が仲介している。

したがって、言語の自由は、基本権としては、表現の自由によって保護され、言語の自由は独自の基本権としては不必要との見解も披露されている (Auer Andreas, zitiert aus Häfelin/Haller/Keller, a.a.O.,S.167)。

④ 公的機関との交渉のための言語の自由

言語の自由は、公的機関との交渉においても、個人を保護するが、公用語の決定と言語地域主義による制約に服する。連邦憲法は、前述のように、連邦の公用語を列挙する。ドイツ語、フランス語、イタリア語、レートルマンシュ語を話す人々との交渉におけるレートルマンシュ語がそれであ

る。そして、特別な根拠なしに、公的機関は、ある公用語を使用する。

州の公用語を定めるのは、州法である。しかし、州は、公用語の選択と適用範囲について自由ではなく、ここでも少数言語の保護が要請される。他方、連邦裁判所の判例では、26%の住民がフランス語を話すフリブールのザーネ地域では、フランス語のみが裁判言語（*Gerichtssprache*）として承認されていることが言語の自由を合致するとしている（連邦裁判所判例集121巻I号196頁）。ザーネ地域のそれについては、連邦裁判所は、別の判決において、この判決を何度か確認してきた（連邦裁判所121巻I号196頁以下）。州裁判所において、ドイツ語を母語とする被告人が、ドイツ語での取り調べを要求したにもかかわらず、訴えは受け入れられなかった。この二つの判決は、連邦憲法29条以下の刑事手続における人権保障、裁判を受ける権利の保障に照らして、問題があろう。

⑤ 手続におけるコミュニケーション請求権

勾留手続、裁判手続、庇護手続においては、公平な手続の保障から、外国語である、自己の言語（母語）の使用の請求権が生じる。しかし、依然として、連邦裁判所は、行政手続において、あまり公用語を話せない者に対して、理解できる言語への翻訳請求権がないことを確認してきた（連邦裁判所判例集115巻I a号64頁）。この請求権と連邦憲法18条が、いかに区別されるかが問われなければならない。

裁判所ないしは行政官庁内部での手続における言語の問題は、主として、手続的コミュニケーションの問題として判断されなければならない。ここでは、裁判手続ないしは行政手続における言語から派生する、言語の自由を具体化する特殊な保護が考慮されなければならない。なお、ヨーロッパ人権条約6条3項e号は、刑事手続における手続的権利として、無償の通訳請求権を根拠づけている。同様に、国際人権規約B規約14条3項も、裁判手続における通訳請求権を定める。

⑥ 教育言語

自己の母語で教育を受けることは、個人のアイデンティティの形成にとって重要なことである。危機にさらされている少数言語の存続は、特に、学校教育において使用されるかどうかに依存している。しかし、少数者の母語による学校教育請求権は言語地域主義と衝突する。連邦裁判所は、言語における少数者の、母語で教育を受ける請求権を否定している（連邦裁判所判例集125巻 I 号347頁）。

連邦裁判所は、フリブール州のフランス語圏の自治体におけるドイツ語を母語とする子に、ベルン州のドイツ語圏自治体におけるフランス語を母語とする子に、両親がそこから生じる費用をすべて負担するときのみ、その言語で教育をする学校への通学の権利を認める（連邦裁判所判例集122巻 I 号236頁）。

伝統的に多言語の地域においてのみ、比例原則に反しない費用負担がある限りで、言語の自由は、少数者に対応する権利を保障する。

⑦ 他の基本権の保護領域における言語の多様性

言語の使用に関係して生じる多くの課題は、言語の自由の問題よりも、他の基本権の視点の下で、適切に対応されなければならない。

裁判所への外国語による提訴のために、翻訳のための猶予期間を定める裁判所の義務は、連邦憲法29条から生じ、言語の自由からではない。たとえば、商店の経営者が、店内の表示をいわゆる国語によっても書き加えなければならないということは、経済的自由の制約であり、この権利から判断されなければならない。

⑧ 言語の自由と少数者の保護

個人と共同体との関係において、言語は宗教と比較できるような力を与えられている。言語の多様性は、一方では、中央集権国家においては障害と感じられる。それは、望ましい単一的構造と同質性を阻害し、集権的効

率性を困難にするからである。他方で、言語の多様性は、中央集権的な制度に反対する事実上の保障でもある。スイスにおける言語の多様性は、言語集団間において追求されるべき調整を容易にしている民主主義的、連邦制的構造と関係する。

スイスにおける多様な言語集団の共同と多様な言語の維持は、持続的な努力を要求する。自己の言語を使用し、相互の理解を示す住民の意思が重要となる。さらには、連邦憲法70条5項に定められている、イタリア語とレオマンシュ語の支援ならびに少数言語の保護の措置が強調されなければならない。しかし、住民の増大しつつある言語的異質性によって、イタリア語とレオマンシュ語への保護措置は満足のいくものではない。特別の文化と従来とは異なる独自の言語を表現する、新しい少数者の要求も、同じように考慮されなければならない。

4 課題

スイス連邦共和国憲法における言語の自由およびその他の言語条項は、その特質の一つであり、スイスの多元的文化、多元的言語の状況を現すものであることが確認されなければならない。また、スイスという国を特徴づける条文でもある。国際化の進行する世界において、今後の言語政策・言語制度を考えていく上で参考になるとと思われる。

言語とは、コミュニケーション・ツールであり、前述したように、表現の自由を始めとする諸自由の実現の前提として必要なものである。したがって、表現の自由に含まれる権利であるとともに、個人のアイデンティティに関連し、人格権に由来する自己決定権のような基本権でもある。言語の自由は、連邦憲法の国語条項、公用語条項とともに考慮すると、かなりの程度、相対的な内容を含んでいる。つまり、言語がコミュニケーション・ツールである限り、言語使用の自由といっても、国語および公用語に

についての規定との関係で制約され、特に、刑事手続や行政手続、教育現場などにおいてそうである。ここに、前述したアウエルのように、言語の自由は基本権ではないという見解が生じる余地がある。また、私的な交渉・交際においては、相対的な自由な言語の選択が可能であり、スイスにおいては、英語は、このようなツールとして使用されており、場合によっては公的な場でのコミュニケーションという意味で用いられている。

言語の自由の保障のもう一つの意義は、スイスという国のアイデンティティを形成する、少数言語の保護と維持を積極的に要請していることである。人の往来が頻繁に行われる今日では、スイスにおいても、従来とは異なる言語を使用する人々も増加しつつあり、言語の自由を始めとする言語条項、言語制度が、個々人のアイデンティティを守る政策を打ち出せるのかが問われる。